

資料 1

令和5年1月30日
ごみ処理施設等調査
特別委員会
ごみ処理施設整備課

新しい一般廃棄物処理施設の整備に向けた令和5年度の事業について

○ 令和5年度の用地取得事業

令和4年度中に新しい一般廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場）の候補地が決定する予定であることから、令和5年度は当該候補地の用地取得事務（用地交渉）に着手する。

令和5年度の事務内容は、地元説明会での候補地決定の理由・経緯の説明、先進地視察の実施、地元自治会・地権者に対する用地交渉などを実施する。また、施設の具体的な整備内容、施設配置案の概要等を整理し、取りまとめるものとする（ごみ処理施設整備概要等の検討）。

（事務スケジュール案）

	用地取得事業	ごみ処理施設整備概要等の検討
R5.3月中	<p>候補地の決定（正副管理者会議） ・関係者（関係自治会等）、組合議会、市町村への報告 ・組合広報紙での広報</p>	<p>(令和4年度中) ・分別区分、処理対象物の方向性の確認 ・窓口提案状況の整理（受付はR5も継続）→課長会議で整理</p>
R5.4月～	<p>地元自治会・地権者との合意形成 (R5.4月～5月) ・候補地決定の理由・経緯の説明 等 (R5.6月頃) ・地元住民を対象とした先進地視察の実施 >中間処理施設 >最終処分場 (R5.7月以降) ・施設整備概要、敷地範囲等の説明 ・地元自治会等からの疑義、要望等に対する協議、整理 ・地権者に対する用地交渉</p>	<p>ごみ処理施設整備概要等の検討 (R5.4月) ・契約の締結 ※ 主な契約内容は、次頁の（参考）ごみ処理施設整備概要等検討業務に記載のとおり</p>
		<p>(R5.10月末) ・契約終了 ・以降、報告</p> <p>（以降） ・地元同意 ・地権者同意</p> <p>→</p> <p>・施設基本設計、環境アセス（生活環境影響評価） ・測量、不動産鑑定、用地取得 等 ※地元・地権者同意を得た後に予算計上</p>

(参考)

○ ごみ処理施設整備概要等検討業務

施設の立地に係る地元住民等の理解や安全安心に対する不安を払しょくするため、また、施設基本設計や環境影響評価を実施することを踏まえ、施設の基本的な整備概要、最終処分場の方式などについて取りまとめる。

(主な内容) >契約期間：令和5年4月～令和5年10月末までを想定

①分別区分、処理対象物の決定に向けた課題の検討

→分別区分や処理対象物を決定するうえでの課題に対する検討を行う。

②収集運搬コストや直接搬入対応等の検討

→決定した候補地に対する収集運搬方法別（直送・中継）のコストや直接搬入対応の必要性を比較・検討し、優劣を判断する。

③様々な処理技術（近年の整備事例、窓口提案を受けたものを含む）に係る特徴、コスト等の整理

→今後策定する施設基本設計において処理方式等を決定することから、取りまとめた処理技術の内容について、特徴や整備・維持管理コスト等について比較検討を行う。

④候補地における施設用地、緩衝緑地、災害廃棄物置場等を想定した必要敷地面積の算出及び施設配置案の整理

→処理・埋立予測量や取りまとめた処理方式のケースごとに、必要敷地面積を算出するとともに、施設配置案を整理する。また、イメージ図を作成する。

⑤処理・埋立予測量に基づく施設規模の算出

→分別区分、処理対象物を踏まえ、最新の実績値、人口予測等から、処理量を推計するとともに、施設規模を算出する。

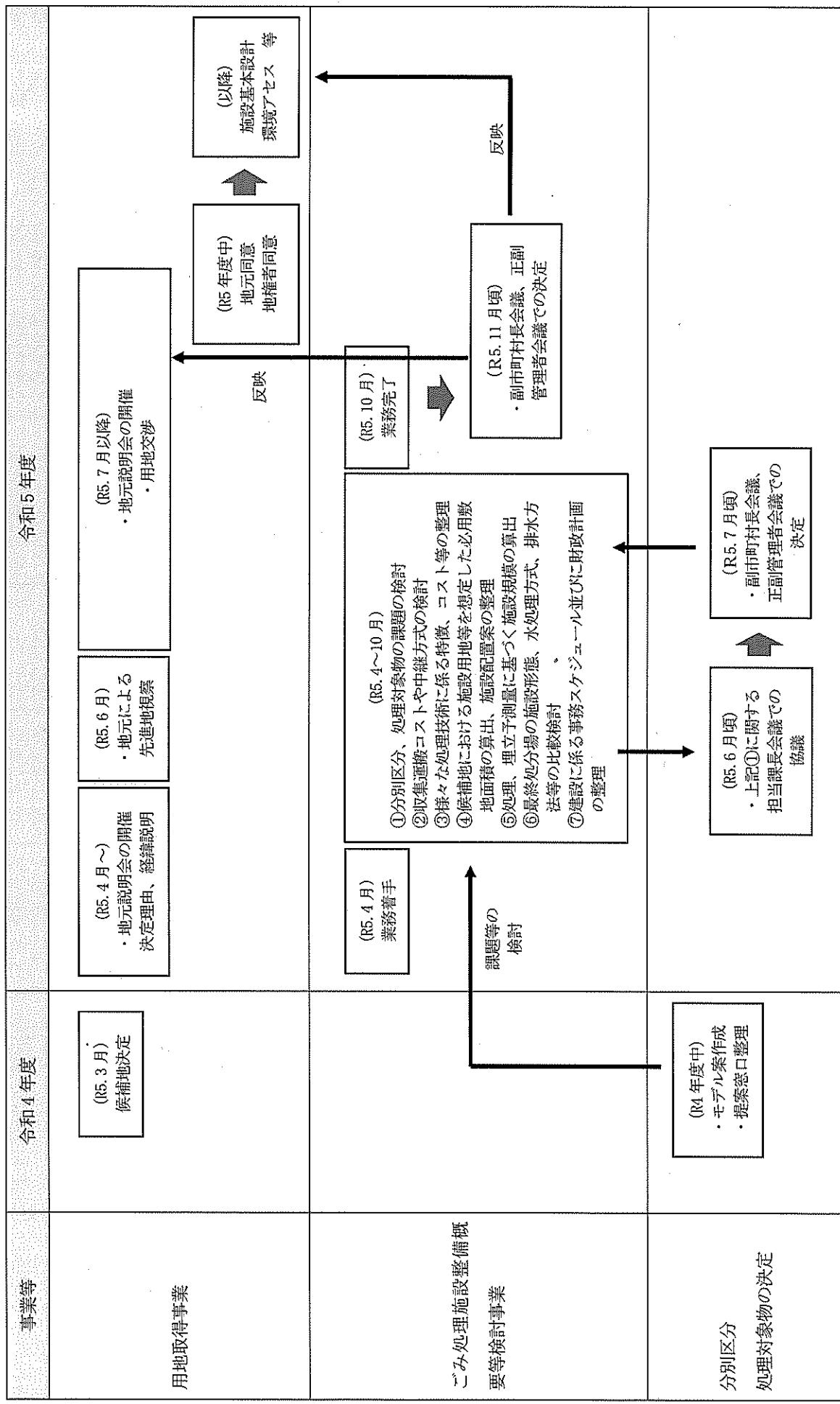
⑥最終処分場の施設形態、水処理方式、排水方法等の比較検討

→地域、住民の安全安心を確保するため、候補地に適した施設形態等について比較検討を行う。

⑦建設に係る調査・設計等の支援事業及び建設工事に係る事務スケジュール並びに財政計画の整理

→用地取得から敷地造成、建設工事に係る事務スケジュールの整理と財政計画について整理する。

令和5年度事業のフロー図（用地取得事業、ごみ処理施設整備概要等検討事業、分別区分及び処理対象物の決定）



(参考)

新しい一般廃棄物処理施設の用地選定に係る
最終候補地調査の状況及び今後の日程案について

1 最終候補地調査の状況

期間等	内 容
12/13	河川調査
12/14~16	生物調査（尾高・日下）
12/15~	ボーリング調査（尾高・日下）
12/22~23	風向・風速計の設置（30日間）
12/27	清掃担当課長会議において想定される搬入ルートの提出を依頼
	井戸の設置状況について、自治会長、土地改良区などに順次問合せ

2 今後の日程案

日程（調整中）	会議名・内容
2/24 ごろ	第8回用地選定委員会 最終候補地調査の結果報告、意見交換
3/7~10 ごろ	第9回用地選定委員会 答申内容の協議
3/17 ごろ	用地選定委員会から管理者へ建設候補地の答申
3/24~30 ごろ	正副管理者会議 建設候補地の決定

令和5年度の最終処分場委託事業費における修繕経費の計上について

令和5年度の最終処分場委託事業費は、浸出水処理施設において臨時的に修繕経費（流入ゲート弁の交換）が生じており、増額となることから、その理由を説明するもの

1 臨時の修繕経費の計上について

(1) 経緯

浸出水処理施設の流入ゲート弁において、浸出水の塩分濃度上昇によると思われる腐食が生じ、交換が必要な状況となっている。現在は応急処置として、仮設の流入ゲート弁に交換することで対応しているが、恒久対策として、新規製作の流入ゲート弁に交換を行う必要がある。

(2) 修繕経費

流入ゲート弁修繕経費 29,862,800円※（環境プラント工業㈱見積金額）

※ 当該修繕経費は、本組合において設計精査を行った精査金額に基づき交渉した金額にて予算計上する。

(3) 組合が修繕経費を負担する理由

環境プラント工業㈱と締結している最終処分等業務の実施に関する協定において、補修等に係る経費が相当な額となる場合は、その経費の負担は協議のうえ決定することとなっている。

平成27年度に同様の流入ゲート弁の交換を行った際に協議を行い、修繕費用は本組合が負担することとなったため、今回も修繕に係る経費は本組合が負担する。

(4) 修繕経費の支払方法

令和5年度の最終処分等業務委託料に当該修繕経費を合算し、支払うこととする。

○ 令和5年度の最終処分等委託事業費の内訳

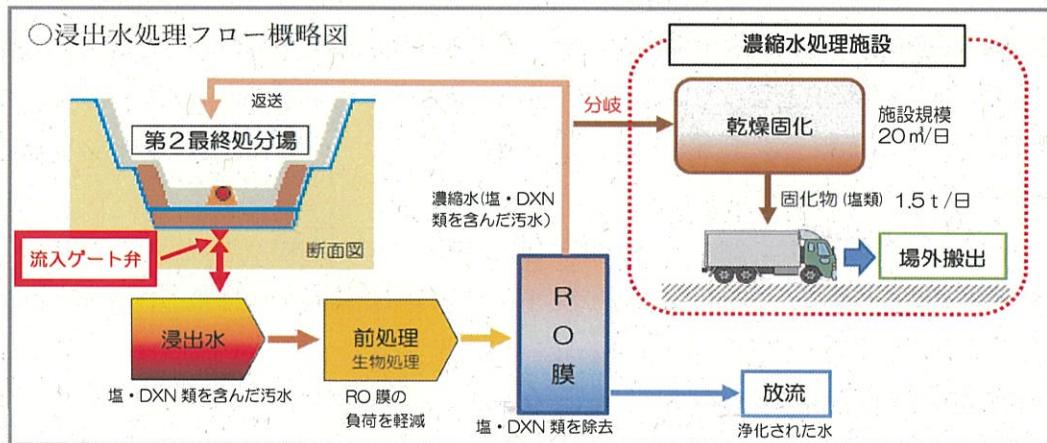
(消費税及び地方消費税の額を含む)

内 訳		令和5年度 当初予算額 (A)	令和4年度		前年度対比 A - B
			5月補正予算額	当初予算額 (B)	
歳出	最終処分等業務委託料	477,086 千円	377,932 千円	377,932 千円	99,154 千円
	(臨)修繕経費	29,863 千円	—	—	29,863 千円
	固定経費 (建設費、維持管理費)	412,125 千円	369,309 千円	369,309 千円	42,816 千円
	変動 経費	埋立対象物埋立経費	7,873 千円	8,623 千円	△750 千円
		濃縮水固化物処分費	27,225 千円	—	27,225 千円
	水質検査等業務委託料 (組合実施分)	2,380 千円	2,409 千円	2,409 千円	△29 千円
	濃縮水処理施設 建設費貸付金	509,124 千円	403,576 千円	—	509,124 千円
歳出合計 (C)		988,590 千円	783,917 千円	380,341 千円	608,249 千円
歳入	濃縮水処理施設 建設費貸付金償還金 (D)	102,103 千円	—	—	102,103 千円
差引額 (C-D)		886,487 千円	783,917 千円	380,341 千円	506,146 千円

2. 今後のスケジュール

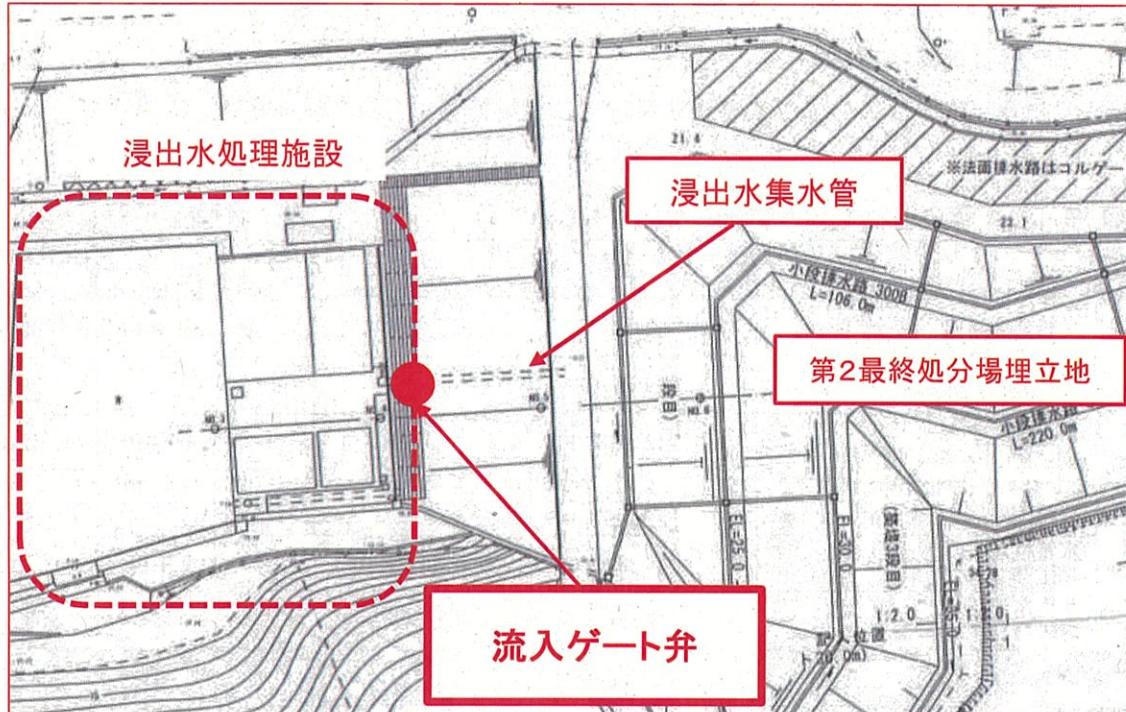
3月末（予定）	令和5年度最終処分等業務の委託契約締結
4月（予定）	濃縮水処理施設供用開始
	浸出水処理施設流入ゲート弁修繕着工

（参考1）濃縮水処理施設及び浸出水処理施設流入ゲート弁の概要

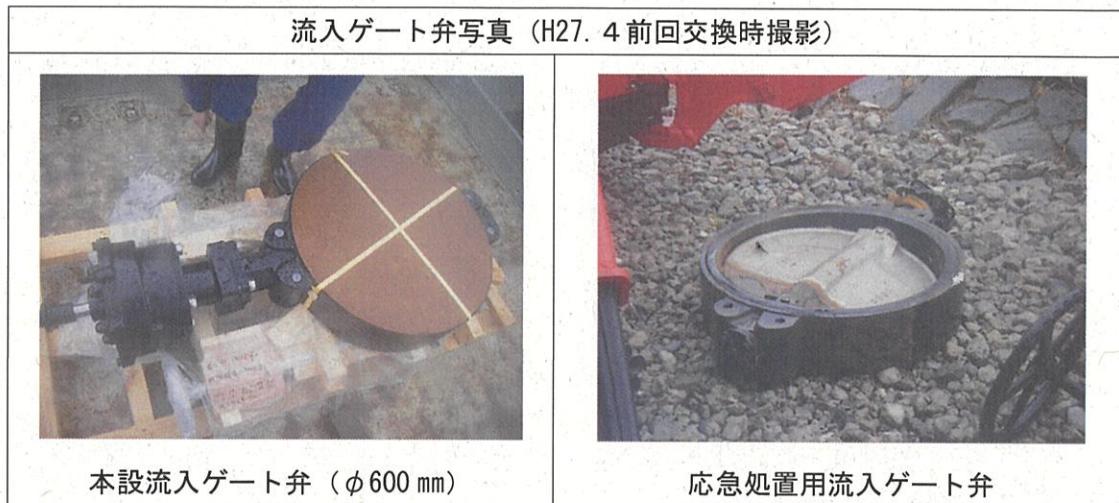


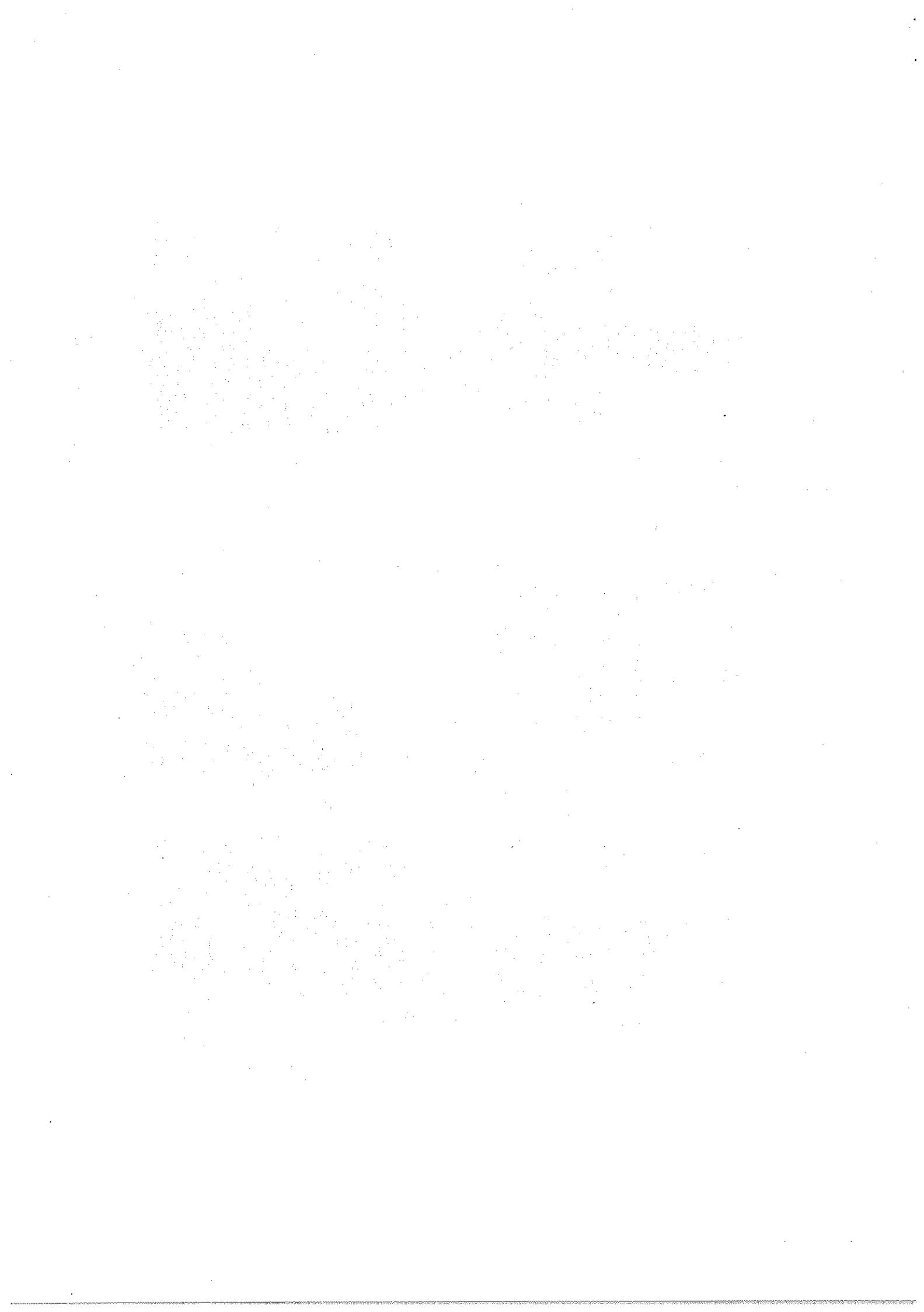
- 流入ゲート弁は、浸出水処理施設への浸出水の流入量を調節するための設備である。

（参考2）流入ゲート弁設置位置図



(参考3)浸出水処理施設流入ゲート弁写真





大規模投資的事業に係る財源確保に関する基金の状況について

令和 14 年度に供用開始を予定しているごみ処理施設の建設に係る財源確保に関する構成市町村の基金の状況について、構成市町村における各年度末の基金残高は下表のとおりです。

【構成市町村ごとの積立目標額と令和 4 年度末基金残高】

【単位：千円】

区分	積立目標額	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
米子市	1,694,035	242,000	484,006					
境港市	442,810	63,000	126,000					
日吉津村	108,668	10,000	25,000					
大山町	250,292			過疎対策事業債の活用				
南部町	190,405	34,076	69,574					
伯耆町	192,204	250,000	350,000					
日南町	123,319			過疎対策事業債の活用				
日野町	107,126			過疎対策事業債の活用				
江府町	104,041			過疎対策事業債の活用				
合計	3,212,900							

※ 大規模投資的事業に係る財源確保について

令和 14 年度供用開始予定のごみ処理施設の建設に係る財源確保について、構成市町村において、基金への積立や過疎対策事業債の活用により対応しようとするもの。

(令和 2 年 11 月 正副管理者会議協議会での決定事項)

※ 積立目標額について

積立目標額は、一般財源（市町村負担金）(D) の額【次期ごみ処理施設の建設費（A）から、交付金（B）や地方債（C）を差し引いた額】から一般財源（令和 9 年度分）の額を除いたものに相当する額。

☆ 次期ごみ処理施設の建設費

31,360,000 千円・・・(A)

【財源内訳】

- 交付金 8,362,400 千円・・・(B)
- 地方債 19,756,700 千円・・・(C)
- 一般財源（R9 年度分） 28,000 千円
- 一般財源（R10 年度から R13 年度分） 3,212,900 千円 → 積立目標額 (D)

※ 積立期間について

積立期間は、令和 3 年度から令和 9 年度までの 7 年間を想定。

